

温室効果ガス排出量算定ツール導入補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県内の脱炭素経営の促進のため、特定非営利活動法人温暖化防止ネット（以下「温暖化防止ネット」という。）が、佐賀県から交付を受けて実施する「温室効果ガス排出量算定ツール導入促進事業」において、県内中小企業者が算定ツールを導入する際に交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

2 本補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下ア～ウのいずれかに該当する者をいう。

ア 会社・個人

業種	要件（いずれかを満たす）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業（以下以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

イ 組合関連

組織形態	常時使用する従業員数
企業組合	300人以下
協業組合	
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	

商工組合、商工組合連合会	
信用協同組合	

- ウ 特別の法律により設立された組合又はその連合会
直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者に該当する者である者

組織形態	常時使用する従業員数
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	300人以下
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	
酒販組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	
内航海運組合、内航海運組合連合会	
技術研究組合	

- (2) 補助対象者とは、本補助事業の対象となる事業者をいう。
(3) 補助事業者とは、本補助事業を実施する事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、佐賀県内に本店又は本社を有する中小企業者とする。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 農林漁業者(※1)(日本標準産業分類における、大分類A-農業、林業又は大分類B-漁業に該当する事業者)
- (2) 医療福祉業者(※1)(日本標準産業分類における、大分類P-医療、福祉に該当する事業者)
- (3) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総数の3分の2以上を大企業が所有している事業者
- (5) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者
- (6) 令和5年度から令和7年度のGXモデル企業(令和5年度及び令和6年度グリーントランスフォーメーションモデル企業創出業務、令和7年度佐賀型カーボンニュートラルチャレンジモデル企業創出等業務にて伴走支援を受けた企業)
- (7) 法人県民税、法人事業税(個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税)等、納付すべき税金を滞納している事業者

- (※1) 農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象とする。
- 2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1に定めるとおりとし、令和7年4月1日以降に算定サービスの利用を開始し、その利用開始日から起算して30日以内に補助金交付申請のあった事業とする。

(補助対象経費・補助対象期間及び補助金額)

第5条 補助対象経費、補助対象期間及び補助金額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 補助金交付申請書を受領してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、10営業日とする。

(予算の上限)

第7条 補助金の交付は予算の範囲内で実施するものとし、申請額が予算額の上限に達した場合は受付を終了する。

(補助金交付の条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 佐賀県補助金等交付規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに温暖化防止ネットに報告してその指示を受けること。
- (5) 本補助事業と補助対象経費を同じくする市町等の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額と本補助金の額の合計額が、補助対象経費の額を超えないものであること。
- (6) 本補助金を活用し、脱炭素経営に取り組んでいることをホームページ等において広く一般に公表することについて承諾すること。
- (7) 知事が、佐賀県補助金等交付規則第10条の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、遅滞なくこれに応ずること。

(補助金申請の取下げ)

第9条 補助事業者が、補助金の交付決定を受けた後に申請を取り下げようとする場合は、速やかに補助金申請取下げ届出書(様式第2号)を提出しなければならない。

(補助対象事業の変更)

第10条 補助事業者が、補助対象事業の内容に次の変更を行おうとする場合は、速やかに補助事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 算定ツールの契約内容に変更がある場合
- (2) 補助対象経費に変更がある場合

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は、令和8年2月6日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び請求)

第12条 温暖化防止ネットは、第11条に定める実績報告書の提出を受けた後、その内容

を審査し、補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、確定された補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 3 温暖化防止ネットは、補助金請求書を受領した後、令和8年3月6日までに補助事業者の指定口座へ補助金を振り込むものとする。

（交付決定の取消）

第13条 温暖化防止ネットは、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件その他法令若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 温暖化防止ネットは、補助事業者が第3条第1項の要件を満たさないことが判明したときは、前項の規定を準用する。

（補助金の返還）

第14条 温暖化防止ネットは、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 前項の命令を受けた補助事業者は、温暖化防止ネットが指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。
- 3 期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は温暖化防止ネットが別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業（第4条関係）

補助対象事業	内容
温室効果ガス排出量算定ツール	事業者の温室効果ガス排出量の把握及び削減に資するシステム ^{※1,2} 。

※1 Scope 1、2に係る温室効果ガス排出量の算定は必須とし、Scope 3の算定は推奨とする。

※2 令和7年1月から同年12月（難しい場合は、直近1年間）の排出量の算定を必須とする。

別表2 補助対象経費・補助対象期間及び補助金額（第5条関係）

補助対象経費	補助対象期間	補助金額 ^{※5,6}
導入する算定ツールの月額使用料 ^{※1,2,3,4}	補助対象事業の利用開始日の属する月から令和8年1月末まで。 ただし、無料期間など月額使用料が発生しない期間は除く。	補助対象経費の1/2 （上限1万円/月）

※1 初期費用は対象外とする。

※2 令和8年2月6日までに支払が完了した使用料を対象とする。

※3 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額を対象とする。

※4 消費税及び地方消費税の額は除く。

※5 他の補助金を同時に受けることは可能であるが、補助金の総額が申請者の負担額を上回らない額を限度とする。

※6 補助金額は千円未満を切り捨てた額とする。